



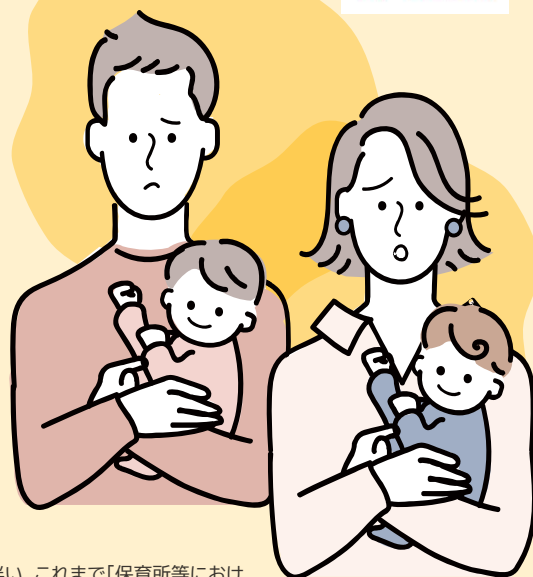
保育園、幼稚園、学童クラブ等での 虐待等不適切な事案などの相談を 広く受け付けます！

各施設での虐待等不適切な事案が疑われる内容や保育に関する悩みを、
WEB上の専用フォームで24時間※いつでも受け付けます！

ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください！

※ システムメンテナンスで利用休止になることがありますので、ご了承ください。

令和7年10月1日の児童福祉法の改正により、虐待等を発見した者の通報義務の対象施設が拡大しました。これに伴い、これまで「保育所等における不適切保育などの相談窓口」としていた当該窓口の対象施設に、新たに幼稚園、学童クラブ等を追加し、相談を受け付けます。
ご相談いただける内容は、これまでと変わりません。



相談 できる人

- 対象施設を利用する子どもや保護者等
- 対象施設に勤務する職員や教員等

相談 できる内容

各施設での虐待等不適切な事案が疑われる内容や保育に関する悩みを、広く受け付けます。

対象施設

次の港区内の施設等です。

認可保育園(区立・私立)、認定こども園、港区保育室、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所、東京都認証保育所、事業所内保育事業所、認可外保育施設、病児・病後児保育室、一時預かり事業、子育てひろば、みなと保育サポート、乳児等通園支援事業、子育て短期支援事業 などの保育現場、
区立幼稚園、私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、学童クラブ、児童館、子ども中高生プラザ、児童高齢者交流プラザ

対応の 流れ

相談内容を確認し、必要に応じて調査等を実施します。
受け付けた相談内容は、適宜、関係部署と共有します。

本事業の 受託事業者

有限会社子ども総合研究所

相談方法

次のURLまたはQRコードからWEB上の専用フォームにアクセスし、
相談内容を入力してください。

【URL】<https://logoform.jp/f/49mS8>

※ 電話での相談を希望される方は、下記問合せ先に相談内容をお伝えください。
(平日午前9時から午後5時)



【問合せ先】



対象施設	連絡先
下記以外の対象施設	子ども政策課子ども施設指導係 03-3578-2852
区立幼稚園	教育人事企画課 幼児教育担当専門官 03-3578-2358
私立幼稚園	教育長室 教育総務係 03-3578-2712
学童クラブ、児童館、子ども中高生プラザ、 児童高齢者交流プラザ	子ども若者支援課子ども若者支援係 03-3578-2426